

病状説明等の対応時間について

～患者さん・ご家族の皆様へのお願い～

当院では、患者さんに安全で安心な医療を提供するため、病状や治療方針の説明を丁寧にわかりやすく行うとともに、できる限り患者さんやご家族さまのご意向に沿った時間で実施しておりました。

しかしながら、昨今、医師をはじめとする医療従事者の長時間労働に伴う健康被害について全国的な社会問題となっており、厚生労働省の示す医療従事者の長時間労働改善について取り組みが求められているところです。

当院においても、医療の質や安全を確保しつつ、持続的な医療を可能とするため、医師をはじめとする医療従事者の負担軽減と労働時間の短縮に向けた取り組みの一つとして、**病状説明等については、原則、平日の勤務時間内（8時30分から17時00分まで）**とさせていただきます。

※上記時間内であっても、医師等の診療業務の都合によりお待ちいただく場合があります。
※診療上、病状の変化や緊急時について医師が判断した場合は、この限りではありません。
※やむを得ない事情がある場合には、ご相談ください。

皆様におかれましては、医師をはじめとする医療従事者の働き方改革に関する趣旨に、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年11月
磐井病院長